

○労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)

(安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

○労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)

(特別教育を必要とする業務)

第 36 条 法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 高圧(直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 600 ボルトを超え、7,000 ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。)若しくは特別高圧(7,000 ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。)の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧(直流にあつては 750 ボルト以下、交流にあつては 600 ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。)の充電電路(対地電圧が 50 ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が 50 ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。)のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

五～四十 (略)

(特別教育の科目の省略)

第 37 条 事業者は、法第 59 条第 3 項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

(特別教育の記録の保存)

第 38 条 事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを 3 年間保存しておかなければならない。

(特別教育の細目)

第 39 条 前 2 条及び第 592 条の 7 に定めるもののほか、第 36 条第 1 号から第 13 号まで、第 27 号、第 30 号から第 36 号まで、第 39 号及び第 40 号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

○安全衛生特別教育規程(昭和 47 年労働省告示第 92 号)

(電気取扱業務に係る特別教育)

第 5 条 (略)

第 6 条 安衛則第 36 条第 4 号に掲げる業務のうち、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科目	範囲	時間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処置 災害防止	2 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

3 第 1 項の実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、7 時間以上(開閉器の操作の業務のみを行なう者については、1 時間以上)行なうものとする。